

令和5年5月22日

重度心身障害者医療費助成の支給誤り及び 職員の懲戒処分について

1. 本件の概要

県の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領及び合志市重度心身障害者医療費助成（※1）に関する条例に基づき、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費の自己負担金の一部を助成する重度心身障害者医療費助成について、支給できない一部負担金に対して支給を行っていた。

原因としては、職員間の連携不足により、公費負担医療が支給対象外であることに気づかず支給を行っていた。

なお、担当課においては、上記事実を令和2年度末に把握し、担当から上司への報告は行ったものの、市幹部及び担当部長への報告を怠り、誤った判断を行った上、助成業務を継続させ放置したものの。

※1 重度心身障害者医療費助成とは

医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金（病院受診時の支払額等））の月の診療分または施術分について、1医療機関につき1,020円（入院については2,040円）を差し引いた額を助成する制度です。

2. 事実が判明した経緯

令和5年3月、県の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴う市の条例改正の内容を市長に報告する際、指定難病医療等の公費負担医療の一部負担金に対する重度心身障害者医療費助成を、令和2年度末から令和4年度末にかけて、誤った判断の下、誤支給していた事実が判明した。

部下から報告を受けた課長級職員が、県の補助金交付要領が改正されれば、継続支給することが正しい事務とみなされることになるという誤った見込の下、誤支給していたもの。

報道資料【合志市】

3. 本件に関する職員の懲戒処分

令和5年5月22日付けで、本市職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を次のとおり行いました。

(1) 被処分者及び処分内容

所 属	職 名	年 齢	処分内容
都市建設部 (前健康福祉部)	審議員	53歳	減 給 10分の1 (1か月)
産業振興部 (前健康福祉部)	課 長	53歳	減 給 10分の1 (1か月)

(2) 管理監督者処分

所 属	職 名	年 齢	処分内容
健康福祉部	部 長	58歳	訓 告
健康福祉部	課 長	52歳	訓 告

4. 今後の対応

県の要領改正に伴い本市の重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正を予定しており、改正となれば令和5年4月以降の診療分については医療費助成を行う事が出来るため現在の受給者には通知等で周知を図ることとします。

5. 再発防止策

今後は、制度内容について確認を行うとともに職員間の連携を強化し、情報の共有及び、相互に業務の誤りに気付く体制を整えます。また、管理監督職のリスクマネジメント研修等を行い、管理職に求められる役割の認識を徹底します。

6. 市長コメント

このたび、本市職員が適正な事務を怠ったことにより、市民の皆様への信頼を損ねることになりました事に対し、心より深くお詫び申し上げます。

当該職員には、厳正な処分を行うとともに、上司職員についても指導監督責任により処分を行いました。

今後、再びこのような事態が発生することがないように、職責の重要性を再認識し、組織的なチェック体制の強化を図り、再発の防止と市民の皆様への信頼を回復出来るよう、全力で取り組んでまいります。

【処分内容の連絡先】

総務部 総務課 人事班
TEL 096-248-1112 (直通)

【事業内容・経緯の連絡先】

健康福祉部 福祉課 障がい福祉班
TEL 096-248-1144 (直通)